⑧　申請者が共同企業体であるときは、共同企業体協定書の写し
⑨　申請者が事業協同組合の場合においては、官公需適格組合証明書の写し、事業協同組合役員・組合員名簿等

［注］

申請者が一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人又は、公益社団法人若しくは公益財団法人をいう。以下同じ。）であるときは、①、③及び⑤に掲げる書類、②及び⑥に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出するものとする。

⑶　申請書等の作成に用いる言語等
①　申請書類等は、日本語で作成するものとする。
②　申請書類等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

4　競争に参加する者に必要な資格

次の①から⑦までに掲げる者でないこと。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　測量法第55条の５の規定による登録を受けていない者（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する場合を除く。）
⑥　測量の業務種別に応じ、別に定める測量業務種別資格基準に定める技術者を有していない者
⑦　共同企業体で、その構成員に①から⑤（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する者については、①から④。）までに該当する者を含むもの

5　競争参加者の資格及び資格審査

４に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。それ以外の者については、⑴に掲げる客観的事項の項目及び⑵に掲げる主観的事項の項目について総合点数を付与し、希望業務種別ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業務種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　客観的事項
①　審査基準日の直前２年間における各事業年度の希望業務種別ごとの年間平均実績高
②　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
③　審査基準日における希望業務種別ごとの技術者（測量士又は測量士補）の数
④　審査基準日までの営業年数

⑵　主観的事項　平成26・27年度における希望業務種別ごとの業務成績

6　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

資格認定の日から平成31年３月31日までとする。

競争参加者の資格に関する公示

平成30年度を有効とする国土交通省北海道開発局（開発建設部を含む。）の所掌する建設工事又は測量等（測量、建設工事に係るコンサルタント、地質調査及び航空測量をいう。以下同じ。）に係る一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成 30 年３月 30 日

北海道開発局長　和泉　晶裕

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事区分及び業種区分

（建設工事）

建設工事の工事区分は、次に掲げるとおりとする（かっこ書きは、各工事区分に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に掲げる建設工事の種類である。）。

①　一般土木（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、解体工事）
②　建築（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事）
③　舗装（舗装工事）
④　鋼橋上部（とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、解体工事）
⑤　ＰＳコンクリート（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑥　しゅんせつ（しゅんせつ工事）
⑦　機械装置（鋼構造物工事、機械器具設置工事）
⑧　管（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑨　電気（電気工事、鋼構造物工事、電気通信工事、消防施設工事）
⑩　塗装（塗装工事）
⑪　造園（造園工事）
⑫　防水加工（防水工事）
⑬　さく井（さく井工事）
⑭　グラウト（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑮　維持（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、解体工事）
⑯　その他

（測量等）

測量等の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

①　測量
②　土木関係コンサルタント
③　建築関係コンサルタント
④　補償関係コンサルタント
⑤　地質調査
⑥　航空測量

2　申請の時期及び場所

申請者の別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、別記の⑾）において、随時（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）、申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、別記の⑾においても申請を受け付ける。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（経常建設共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により各１部を提出すること。

（建設工事）

①　営業所一覧表
②　業態調書
③　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類